

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に係る審査基準等の一部改正について（意見公募期間 平成 28 年 3 月 14 日から 3 月 18 日まで
提出意見の数 0 件）

公開日 2016 年 03 月 23 日

1 規則等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準等の一部改正について

2 根拠法令・条項

別添のとおり

3 公募した規則等の概要

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく審査基準等のモデル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に係るものに限る。）について、この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行等に伴い、審査基準、標準処理期間及び処分基準のモデルの一部が改正されたことから、当県における審査基準等についても厳正かつ公平な審査等がなされるよう同様の改正をします。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づく意見公募手続に基づくものです。

5 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

6 結果公示の日

平成 28 年 3 月 23 日

7 意見公募の期間

平成 28 年 3 月 14 日（月曜日）から平成 28 年 3 月 18 日（金曜日）まで

8 提出された意見の数

0 件

9 結果の概要

提出された意見は、ありませんでした。

10 結果資料等の閲覧場所

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎 1 階）での閲覧
- 各福祉保健所（須崎を除く。）及び須崎農業振興センターでの閲覧

11 担当課・連絡先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話：088-826-0110（内線 3025）

別添

根拠法令・条項

第1 高知県行政手続条例

第5条、第6条及び第12条

第2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）

1 審査基準及び標準処理期間

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）による改正後の法（以下「新法」という。）第31条の22（特定遊興飲食店営業の許可）

(2) 新法第31条の23において準用する第7条第1項（特定遊興飲食店営業の相続の承認）

(3) 新法第31条の23において準用する第7条の2第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認）

(4) 新法第31条の23において準用する第7条の3第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認）

(5) 新法第31条の23において準用する第10条の2第1項（特例特定遊興飲食店営業者の認定）

2 処分基準

(1) 新法第31条の23において準用する第8条（特定遊興飲食店営業の許可の取消し）

(2) 新法第31条の24（特定遊興飲食店営業者に対する指示）

(3) 新法第31条の25第1項（特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令）

(4) 新法第31条の25第2項（飲食店営業の停止命令）

(5) 新法第3条第1項、第13条第3項及び第4項、第31条の22並びに第49条第1号及び第7号関係（風俗営業者に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）

(6) 新法第31条の22及び第49条第7号関係（飲食店営業を営む者に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）

(7) 改正法による改正前の法第32条第1項第2号（飲食店営業を営む者に対する処分を行うべき事由から削除）

(8) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第7条第1項及び第5項の罪（風俗営業者等に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）